

卒業の認定に関する方針

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定に関する方針は、学則及び細則に明記(学生便覧へ掲載し学生へ配布)されている。

(卒業)

第18条 学校長は、次の各号に該当する者に対して卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

(1) 出席すべき日数の3分の2以上を出席した者

(2) 別表に定める全科目の単位を修得した者

2 前項の規定により卒業の認定を受けた者には、専門士(看護専門士)の称号を授与する。

なお、卒業認定会議は、学校長、副校長(庶務・教務)、教務課長、庶務課長、専任教員から構成される。卒業認定会議を開催し、卒業認定したのち、承認を得ている。